

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

<p>原子力規制委員会 殿</p> <p>届出者 住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範 (公印省略)</p> <p>別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>	<p>令04原機（峠）004 令和4年4月1日</p>
<p>原子力事業所の名称及び場所</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地</p>
<p>当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日</p>	<p>核燃料物質の使用の許可 昭和42年10月2日 核燃料物質の加工の事業の許可 昭和60年10月18日</p>
<p>原子力事業者防災計画作成（修正）年月日</p>	<p>令和4年4月1日</p>
<p>協議した都道府県知事及び市町村長</p>	<p>岡山県知事 伊原木 隆太 鏡野町長 山崎 親男 鳥取県知事 平井 伸治</p>
<p>予定される要旨の公表の方法</p>	<p>報道機関への公表 インターネットでの公開</p>

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

人形峠環境技術センター

原子力事業者防災業務計画

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 原子力災害予防対策の実施	5
2. 緊急事態応急対策等の実施	5
3. 原子力災害事後対策の実施	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 原子力防災体制の整備	6
1. 原子力防災体制の区分	6
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力災害対策組織の運営	9
1. 警戒体制の発令時及び解除時の対応	9
2. 原子力防災体制の発令時及び解除時の対応	10
3. 権限の行使	11
4. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集	11
5. センター内における通報連絡体制	11
6. 関係機関への通報連絡経路	12
第3節 放射線測定設備、気象観測設備及び原子力防災資機材の整備 ...	12
1. 放射線測定設備の整備	12
2. 気象観測設備の整備	13
3. 原子力防災資機材の整備	13
第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備	13
1. 上齋原オフサイトセンター等に備え付ける資料	13
2. 現地対策本部に備え付ける資料	13
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	14
1. 緊急時対策所	14
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	14
第6節 原子力防災教育の実施	14
第7節 原子力防災訓練の実施	15
1. センターにおける訓練	15
2. 訓練結果の報告等	15
3. 国又は地方公共団体が主催する訓練	15

第8節	関係機関との連携	15
1.	国との連携	15
2.	地方公共団体との連携	16
3.	防災関係機関等との連携	16
第9節	周辺住民に対する平常時の普及・啓発活動	16
第3章	緊急事態応急対策等の実施	17
第1節	通報、連絡	17
1.	通報、連絡の実施	17
2.	警戒体制発令時の対応	17
3.	原子力防災体制発令時の対応	18
4.	情報の収集と提供	18
第2節	センター内における応急措置の実施	19
1.	応急措置の実実施計画	19
2.	応急措置の実施及び報告	19
3.	避難指示と構内規制	20
4.	放射線量等の測定と通報	20
5.	救護活動	20
6.	消火活動	21
7.	汚染拡大の防止	21
8.	線量評価	21
9.	広報活動	22
10.	応急復旧	22
11.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	22
12.	資機材の調達及び輸送	22
第3節	事業所外運搬における応急措置	23
第4節	原子力緊急事態宣言発出後の対応	23
1.	原子力災害対策本部等への報告	23
2.	応急措置の継続実施	23
3.	通話制限	23
4.	事業所外運搬事故における対策	23
5.	原子力防災要員等の派遣等	24
第4章	原子力災害事後対策の実施	24
第1節	緊急事態応急対策等の報告	24
第2節	復旧対策	25
1.	復旧計画の策定及び復旧対策の実施	25
2.	復旧状況の報告	25
3.	被災者の相談窓口の設置	25
4.	原因究明と再発防止対策の実施	25

5. 原子力防災体制の解除	25
第3節 原子力防災要員等の派遣等	25
第5章 その他	26
第1節 他の原子力事業所への協力	26
別表1(1) 警戒事態に該当する事象	27
別表1(2) 施設敷地緊急事態に該当する事象	28
別表1(3) 全面緊急事態に該当する事象	31
別表2 原災法対象施設	33
別表3 原子力防災要員の職務と配置	34
別表4 原子力防災管理者の代行順位	35
別表5 原子力防災資機材	36
別表6 原子力災害対策活動で使用する資料	38
別表7 原子力災害対策活動で使用する施設	39
別表8 原子力事業者災害対策拠点に備える資機材	40
別表9 原子力防災教育の内容	41
別表10 原子力防災訓練	41
別表11 応急措置及び原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	42
別図1 機構原子力防災組織及び機構対策本部の組織・職務	43
別図2 現地対策本部	44
別図3 関係機関への通報連絡経路	45
別図4 関係機関への通報連絡経路（事業所外運搬時）	46
別図5 センター内通報連絡体制	47
別図6 センター敷地内の放射線測定設備及び気象観測設備	48
別図7 センター敷地内の緊急時対策所設置場所	49
別図8 センター敷地内の屋外集合場所・屋内退避場所	50
別図9 センター内の応急処置施設	51
様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	52
様式2 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	53
様式3 原子力防災要員現況届出書	54
様式4 放射線測定設備現況届出書	55
様式5 原子力防災資機材現況届出書	56
様式6-1 警戒事態該当事象発生連絡	57
様式6-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡	58
様式7-1 特定事象発生通報	59
様式7-2 特定事象発生通報	60
様式8-1 応急措置の概要報告	61
様式8-2 応急措置の概要報告（事業所外運搬）	62

様式9 防災訓練実施結果報告書	63
原子力事業者防災業務計画の修正履歴	64

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）での核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の核燃料物質等の取扱いにおける原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

1. 原子力災害

原子力緊急事態により周辺公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

3. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

核燃料施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

4. 警戒事態（AL：Alert）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。別表1(1)に該当する事象を示す。

5. 施設敷地緊急事態（SE：Site Area Emergency）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。別表1(2)に該当する事象を示す。

6. 全面緊急事態 (GE : General Emergency)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確率的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。別表 1 (3)に該当する事象を示す。

7. 原子力緊急事態

センターでの核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準でセンター外（センターの外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

8. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

9. 応急措置

センターにおいて、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

10. 原子力緊急事態宣言

原災法第 15 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

11. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

12. 緊急事態応急対策

原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から、同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

13. 原子力災害事後対策

原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠

償することを除く。)をいう。

14. 原子力事業者

原災法第2条第3号イ及びトの規定による「原子力事業者」をいう。
センターにおいて原災法の対象となる施設を別表2に示す。

15. 原子力事業所

原災法第2条第4号の規定による「原子力事業所」をいう。

16. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

17. 原子力防災管理者

センターにおいてその事業の実施を統括管理する者で、原災法第9条に定める原子力防災組織を統括管理する者をいう。

18. 副原子力防災管理者

センターにおける原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行できる管理的又は監督的地位にある者で、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

19. 理事長

機構の代表者であって、業務を総理する者をいう。

20. 安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長

機構本部において、安全管理及び危機管理業務の遂行並びに事故対策業務の支援活動を統括管理する者をいう。

21. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

22. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

23. 指定公共機関

災対法第2条第5号に規定する機関をいう。

24. 関係都道府県

センターが所在する岡山県及びセンターが隣接する鳥取県をいう。

25. 関係市町村

センターが所在する鏡野町及びセンターが隣接する三朝町をいう。

26. 現地対策本部

原子力災害が発生した場合、センターに設置される組織。原子力防災管理者を本部長として、災害対策等の指揮、情報の収集及び提供等を行う。

27. 機構対策本部

センターの原子力防災管理者から原子力防災体制発令の報告を受けた場合に機構本部に設置する組織。機構対策本部長は、第1次原子力防災体制においては安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長（以下「安核本部安全管理部長」という。）とし、第2次原子力防災体制においては理事長となる。

28. 緊急時対策所

原災法等に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第3項第1号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

29. 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第3項第2号に規定する、原子力災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の施設をいう。

30. 原子力防災訓練

原災法等に基づき、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、実施する総合訓練。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準でセンター外（事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育、防災訓練等を実施する。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象又は原子力緊急事態（以下「特定事象等」という。）発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達及び応急措置を行うとともに、関係機関への原子力防災要員その他原子力災害対策を担当する要員（以下「原子力防災要員等」という。）の派遣等を行う。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定、復旧対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画は、原災法、原子炉等規制法、災対法その他の原子力災害防止に関する法律の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

さらに、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、この計画に基づき、適切に原子力災害対策活動を行うものとする。

センターの職員、常勤職員、再雇用職員、嘱託（非常勤を除く）等の機構と雇用関係にある者（以下、「従業員」という。）及び年間請負契約等に基づき常時センターに立ち入る者は、センターの原子力災害対策活動を行う場合は、この計画を遵守するとともに安全を全てに優先させて原子力災害対策活動を行わなければならない。なお、年間請負契約等に基づき常時センターに立ち入る者に対して

は、契約の締結にあたって、この計画を遵守させる措置を講じなければならない。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官に報告するとともに岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に報告する。

なお、この計画を修正する場合は次の手順を踏む。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、災対法第2条第10号に規定する地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。なお、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事と協議する。この際、修正しようとする日を明らかにしたうえで、修正しようとする60日前までに計画の案を提出して行う。
3. 理事長は、この計画を修正したときは、速やかに様式1に定めるところにより内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況に応じて原子力防災体制を区分する。なお、岡山県鏡野町又は鳥取県三朝町（三朝町震度に関しては、立地市町村震度ではないが、原子力規制委員会において所在市町村と同様に扱うとされていることから、この計画では鏡野町震度と三朝町震度を「所在市町村震度」と記載する。）で震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、情報収集事態として警戒事態に準じ

て対応する。この場合、下表及びこの計画第2章第2節1.、第3章第1節1.(1)、2.、4.(2)、別表1(1)、別図1の「警戒事態」を「情報収集事態」に、「警戒体制」を「情報収集体制」と読み替える。また、別表1(1)の「震6弱」を「5弱」と読み替える。

表 原子力防災体制の区分

原子力災害の状況	原子力防災体制の区分
原子力防災管理者が別表1(1)に示すEAL事象に該当する事象(警戒事態)の発生を確認したときから、別表1(2)に示す施設敷地緊急事態に該当する事象が発生して、その旨を関係各所へ報告するときまでの間又は事象が収束し、警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	警戒体制
別表1(2)に示すEAL事象に該当する事象(施設敷地緊急事態)が発生し、原子力防災管理者が通報を行ったときから、別表1(3)に示すEAL事象に該当する事象(全面緊急事態)となり、その旨を関係各所へ通報するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し、第1次原子力防災体制を取る必要がなくなったときまでの間	第1次原子力防災体制
別表1(3)に示すEAL事象に該当する事象(全面緊急事態)が発生し、原子力防災管理者が通報を行ったときから、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次原子力防災体制

注) 原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により原子力防災体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

- (1) 機構の原子力防災組織及び機構対策本部の組織・職務は別図1のとおりとする。また、原子力防災管理者は、センターの原子力防災組織として別図2の現地対策本部を設置する。
- (2) 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。また、原子力防災要員は、別表 3 に示す職務としてセンターにおける原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (4) 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を、選任又は解任した場合、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に 7 日以内に様式 2 の届出書により届け出る。
- (5) 理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に様式 3 の届出書により、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「上齋原オフサイトセンター」という。）に設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が設置される前は、現地事故対策連絡会議と読み替える。以下同じ。）等への派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

- (1) 原子力防災管理者の職務
 - ① 原子力防災管理者は所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
 - ② 原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合、直ちに別図 3（事業所外運搬時は別図 4）に示す箇所へ通報する。
 - ③ 原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合、直ちに原子力防災要員等に、原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置、又は緊急事態応急対策を行わせる。
 - ④ 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下、「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、保守点検する。
 - ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
 - ⑥ 原子力防災管理者は、平常時から防災関連情報の収集、蓄積に努めることにより、原子力災害の未然防止策を講じ、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施の際にこれらの情報を活用する。

- ⑦ 原子力防災管理者は、発生したそれぞれの事態に係る対策の手順をあらかじめ定めておき、原子力防災体制の発令により、発生が予測されるあらゆる事態に対応できるようにする。
 - ⑧ 原子力防災管理者は、原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を遂行できない場合に備え、あらかじめその職務を代行する者を副原子力防災管理者として4名以上定めておくものとする。代行する者の順位は別表4のとおりとする。
 - ⑨ なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、原子力防災組織内各対応班の実施した活動結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。
- (2) 副原子力防災管理者の職務
- ① 副原子力防災管理者は管理的又は監督的地位にある者で、原子力防災管理者が選任するものとし、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
 - ② 副原子力防災管理者は原子力防災管理者がセンター内にいないときは、原子力防災組織を統括しなければならない。

第2節 原子力災害対策組織の運営

1. 警戒体制の発令時及び解除時の対応

(1) 警戒体制の発令

原子力防災管理者は、別表1(1)に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに警戒体制を発令する。原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合は、直ちに安核本部安全管理部長に報告する。

(2) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、速やかにセンターに、別図2に示す原子力防災組織の原子力防災要員等で構成する現地対策本部を設置する。
- ② 原子力防災管理者は、現地対策本部長（以下、現地対策本部が設置された場合は、原子力防災管理者を現地対策本部長と読み替える）としてその職務を遂行する。

(3) 機構対策本部の設置

安核本部安全管理部長は、原子力防災管理者からセンターにおける警戒体制発令の報告を受けたときは、直ちに理事長に報告し、機構対策本部要員を招集するとともに、機構対策本部長として速やかに別図1に示す機構対策本

部を設置する。

(4) 警戒体制の解除

現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、警戒体制を解除する。なお、現地対策本部長は、センターの警戒体制を解除した場合は、機構対策本部長に報告するとともに、下記 b. に該当する場合は現地対策本部を解散することができる。

- a. 施設敷地緊急事態に該当する事象が発生し、その後、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態が発令された場合。
- b. 施設敷地緊急事態に該当する事象の発生に至らず、当該警戒事象が収束している場合。

(5) 機構対策本部の解散

機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、機構対策本部が行うべき対応について、機構本部の通常の業務体制によって対応できると認めるとき、機構対策本部を解散する。なお、機構対策本部の解散は、現地対策本部の解散を確認した後に行うものとする。

2. 原子力防災体制の発令時及び解除時の対応

(1) 原子力防災体制の発令

原子力防災管理者は、センター内又は事業所外運搬時に特定事象が発生した場合若しくは原子力緊急事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに原子力防災体制を発令する。原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに安核本部安全管理部長に報告する。

(2) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、速やかにセンターに、別図 2 に示す原子力防災組織の原子力防災要員等で構成する現地対策本部を設置する。
- ② 原子力防災管理者は、現地対策本部長（以下、現地対策本部が設置された場合は、原子力防災管理者を現地対策本部長と読み替える）としてその職務を遂行する。

(3) 機構対策本部の設置

安核本部安全管理部長は、原子力防災管理者からセンターにおける原子力防災体制発令の報告を受けたときは、直ちに理事長に報告し、報告を受けた理事長は機構対策本部長として速やかに別図 1 に示す機構対策本部を設置する。

(4) 原子力防災体制の解除

現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、原子力災害合同対策協議会等と協議し原子力防災体制を解除する。なお、現地対策本部長は、センターの原子力防災体制を解除した場合は、機構対策本部長に報告するととも

に、現地対策本部を解散することができる。

- a. 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が発出され、その後、原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

(5) 機構対策本部の解散

機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、機構対策本部が行うべき対応について、機構本部の通常の業務体制によって対応できると認めるとき、機構対策本部を解散する。なお、機構対策本部の解散は、現地対策本部の解散を確認した後に行うものとする。

3. 権限の行使

(1) センターの原子力災害対策活動

- ① 原子力防災体制が発令された場合は、センターの原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部のもとで行う。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災体制が発令した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して積極的に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後、速やかに所定の手続きをとるものとする。
- ③ 原子力防災要員等は、現地対策本部長、班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

(2) 本部の原子力災害対策活動

- ① センターに原子力防災体制が発令された場合は、本部の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、機構対策本部のもとで行う。
- ② 機構対策本部の要員は、機構対策本部長、班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

4. 原子力防災体制発令後の原子力防災要員等の非常招集

原子力防災管理者は、原子力防災体制発令後直ちに、別図 2 に定める原子力防災組織の原子力防災要員等を非常招集する。また、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及びセンター内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。

5. センター内における通報連絡体制

センターで特定事象等が発生した場合の通報連絡体制は、別図 5 のとおりとし、夜間、休日等においても対応できる体制をあらかじめ整備する。

6. 関係機関への通報連絡経路

特定事象等の発生、原子力防災体制発令及び解除等の関係機関への通報連絡経路は別図3のとおりとし、夜間、休日等においても対応できる体制をあらかじめ整備する。また、事業所外運搬時において特定事象等が発生した場合の通報連絡経路は別図4のとおりとする。

第3節 放射線測定設備、気象観測設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の整備

(1) 放射線測定設備の整備に関する措置

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、センター敷地境界付近におけるガンマ線を測定する放射線測定設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 放射線測定設備は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションとし、別図6のとおり3式設置する。
- ② 放射線測定設備は、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- ③ 放射線測定設備を設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- ④ 放射線測定設備は、毎年1回以上定期にその較正を行う。
- ⑤ 放射線測定設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(2) 放射線測定設備の記録に関する措置

理事長は、放射線測定設備により測定した放射線量を記録し、1年間保存する。また、放射線測定設備により測定した放射線量を、機構ホームページにより公表する。

(3) 放射線測定設備を設置又は変更した場合の措置

理事長は、放射線測定設備を新たに設置又は変更したときは、次に掲げる措置を講じる。

- ① 放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- ② 放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため①の現況届と併せて、センターの名称及び住所、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

2. 気象観測設備の整備

原子力防災管理者は、別図6に示す気象観測設備を整備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 気象観測設備は、観測設備の機能について毎年1回以上点検を行う。
- (2) 気象観測設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。
- (3) 気象観測設備により測定した記録は、1年間保存する。また、測定した風向・風速等は、機構ホームページにより公表する。

3. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、別表5に定める原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

- ① 必要な数量の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど常に必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要により代替手段を講じる。

- (2) 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの状況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。

第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備

1. 上齋原オフサイトセンター等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表6に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、上齋原オフサイトセンター（事業者ブース）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）（事業者ブース）に備え付ける。これらの資料については、定期的に見直しを行うとともに、内容に変更があった場合、その都度提出する。

2. 現地対策本部に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表6に定める資料を、現地対策本部及び原子力施設災害対策支援拠点に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、内容に変更があった場合は、その都度資料の差し替えを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、センターに別表7及び別図7に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表7及び別図7に示す代替緊急時対策所を代替場所として整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所について地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所へ供給できるよう整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に非常用通信設備（電話、ファクシミリ）を整備するとともに、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 非常用通信設備毎月1回以上点検を行う。
 - ② 不具合が認められた場合は、代替措置を講じるとともに速やかに修理する。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表7に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるよう整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点に別表8に示す設備を整備するとともに、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 非常用通信設備は毎月1回以上点検を行う。
 - ② 不具合が認められた場合は、代替措置を講じるとともに速やかに修理する。

第6節 原子力防災教育の実施

原子力防災管理者は、毎年、事業年度始めに、年間防災教育の実施計画を定め、従業員及び年間請負契約等に基づき常時センターに立ち入る者に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表9に掲げる項目のうち、必要な教育を定期的に行う。

また、原子力防災教育実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

原子力防災管理者は、毎年、事業年度始めに年間防災訓練の実施計画を定め、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、別表10に掲げる訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施に当たり、訓練計画について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

1. センターにおける訓練

原子力防災管理者は、毎年、原子力防災要員等を対象に、原災法第28条第1項により読み替えて適用される災対法第48条第1項の規定に基づき、原子力災害を想定した総合防災訓練を実施する。その際には、現場における判断力の向上に資するなど実践的な内容とする。また、訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

なお、この訓練は、原子炉等規制法に基づくセンターの保安規定に定める総合訓練と兼ねて実施することができる。

2. 訓練結果の報告等

原子力防災管理者は、前述1に記載した訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式9によって原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表するものとする。

3. 国又は地方公共団体が主催する訓練

国又は地方公共団体が主催して原子力防災訓練を実施するとき、原子力防災要員等は、当該訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて上齋原オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づくセンターの立ち入り検査を求められた場合は、その立ち

入り検査について協力を行う。

- (4) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子炉等規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図るものとする。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催される場合は、これに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、岡山県知事、鏡野町長及び鳥取県知事から原災法に基づくセンターの立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について協力を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（津山圏域消防組合消防本部、津山警察署、津山労働基準監督署及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。なお、原子力災害時には、これらの機関と別図 3 又は別図 4 の通報連絡経路により密接な連携をとる。

第 9 節 周辺住民に対する平常時の普及・啓発活動

原子力防災管理者は、平常時より、センターの周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

1. 原子力事業所の概要
2. 原子力災害の概要
3. 原子力災害対策の実施状況
4. 緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報、連絡

1. 通報、連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事態の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式6-1に定められた様式に必要な事項を記入し、直ちに原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長等の事故対策規則で定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、主要な機関等に対しては、その着信を電話にて確認する。情報収集事態が発生した場合の連絡様式は、地震発生時の点検及び通報連絡について定められた様式とする。

ただし、第2章第1節1.に基づく警戒体制において、別表1(1)に定める「その他の脅威」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、この限りではない。

なお、通報を行った場合はその内容を記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、特定事象等の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、発生した特定事象等ごとに様式7-1又は様式7-2に定められた通報様式に必要な事項を記入し、直ちに別図3又は別図4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、主要な機関等に対しては、その着信を電話にて確認する。この際、発生した特定事象等が電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当する場合は、通報様式にその旨を明記する。

なお、通報を行った場合はその内容を記録として保存する。

- (3) 複数の特定事象等が同時に発生した場合には、特定事象等ごとに発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの通報様式で通報することができる。
- (4) 発生事象が複数の緊急事態にまたがる場合は、①全面緊急事態に該当する事象、②施設敷地緊急事態に該当する事象、③警戒事態に該当する事象の順に優先順位を設け通報を行う。また、通報に際しては、可能な限り網羅的に通報を行うよう努める。
- (5) 上記による通報ができない場合における通報は、様式6-1、様式6-2、様式7-1、様式7-2、事故対策規則で定める通報様式に掲げる事項について行うものとする。また、通報の方法は可能な限り早く通報内容が到達する手段を用いることとする。

2. 警戒体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節1.(1)「警戒体制の発令」に基

づき、直ちに警戒体制を発令する。また、施設敷地緊急事態に至ったときは、直ちに第1次原子力防災体制を発令する。

- (2) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合は、直ちに原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長等の事故対策規則で定める通報先及び安核本部安全管理部長に通報する。
- (3) 原子力防災管理者は、警戒体制発令後、原子力防災要員等及び機構対策本部の要員を非常招集し、現地対策本部が設置された後は、原子力防災管理者が現地対策本部長となり活動を開始する。
- (4) 安核本部安全管理部長は、センターから警戒体制の発令の報告を受けたときは、直ちに理事長に報告するとともに、機構対策本部要員を非常招集し、機構対策本部が設置された後は、安核本部安全管理部長が機構対策本部長となり活動を開始する。

3. 原子力防災体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「原子力防災体制の区分」及び第2章第2節2.(1)「原子力防災体制の発令」に基づき、直ちに第1次原子力防災体制を発令する。また、原子力緊急事態に至ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに第2次原子力防災体制を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに別図3又は別図4に定められた通報先及び安核本部安全管理部長に通報する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災体制発令後、原子力防災要員等を非常招集し、現地対策本部が設置された後は、原子力防災管理者が現地対策本部長となり活動を開始する。
- (4) 安核本部安全管理部長は、センターから原子力防災体制の発令の報告を受けたときは、直ちに理事長に報告する。また、この報告を受けた理事長は機構対策本部要員を非常招集し、機構対策本部が設置された後は、理事長が機構対策本部長となり活動を開始する。

4. 情報の収集と提供

- (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故、被害状況等を迅速かつ的確に収集する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく、障害等人身災害にかかわる状況
 - d. センター周辺における放射線、放射性物質及びフッ化水素の測定結果
 - e. 放出放射性物質等の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. フッ化水素の放出場所、放出状況の推移等の状況

- g. 気象状況
 - h. 収束の見通し
 - i. その他必要と認める事項
- (2) 現地対策本部長は、発生事象が警戒事態に該当する場合は、(1)に掲げられた事項について収集した情報を、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長等の事故対策規則で定める通報先及び機構対策本部長に様式6-2を用いて、速やかにかつ事象の進展に応じて適切な間隔で継続して提供する。なお、情報収集事態が発生した場合の連絡様式は、事故対策規則又は地震発生時の点検及び通報連絡についてに定められた様式とする。
- (3) 現地対策本部長は、発生事象が特定事象等に該当する場合は、(1)に掲げられた事項について収集した情報を、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、その他別図3又は別図4に定められた通報先及び機構対策本部長に、様式8-1又は様式8-2を用いて、速やかにかつ事象の進展に応じて適切な間隔で継続して提供することとし、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関と情報の共有化を図り、原子力災害対策活動に支障の生ずることがないように調整する。原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会に連絡する。
- (4) 現地対策本部長は、応急措置又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。

第2節 センター内における応急措置の実施

1. 応急措置の実実施計画

原子力防災管理者は、応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実実施に必要な事項

2. 応急措置の実実施及び報告

現地対策本部長は、本節の各項に掲げるセンター内における応急措置を直ちに実施し、その実施状況及び現地対策本部の状況、被害の状況等の概要を、様式8-1又は様式8-2に定める報告様式に記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他別図3又は別図4に定められた通報先に報告する。なお、その後の応急措置の実実施状況については、事象の進展に応じて適切な間隔で継続して情報と

取りまとめ、その結果を本項に定める様式に記載し、別図3又は別図4に定められた通報先へ報告する。

3. 避難指示と構内規制

(1) 避難指示

現地対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、発生施設内の者を別図8に示す屋外集合場所、又は屋内退避場所に避難させる等、必要な事項を指示するとともに、センター内の原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等（以下「センター避難者」という。）に対する避難場所、避難経路等の必要な事項を指示する。また、現地対策本部長は、センター避難者の避難誘導を行なう者（以下「避難誘導員」という。）を配置し、その業務にあたらせる。なお、原子力災害対策活動に従事する者に対しては、必要な事項を指示する。

(2) 避難の周知

現地対策本部長は、センター避難者に対して構内放送等により避難及び避難の際の防護措置を周知させる。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 構内規制

現地対策本部長は、原子力防災体制発令中においては、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両のセンター内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

4. 放射線量等の測定と通報

(1) 放射線量等の測定と通報

現地対策本部長は、センター内及びセンター周辺の放射線、放射性物質及びフッ化水素の測定を行い、放射性物質等が外部に放出された場合は放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から放射能及びフッ化水素の影響範囲を推定する。この結果、現地対策本部長はセンター外の公衆に対して屋内避難あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長、原子力防災専門官及びその他関係する地方公共団体に通報する。

(2) 二次災害の防止

現地対策本部長は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を実施する。

5. 救護活動

(1) 救難、救助

現地対策本部長は、負傷者若しくは放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）が発生した場合、可能な限り負傷者

等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置及び除染等の措置

現地対策本部長は、負傷者等を別図9に定めるセンター内の応急処置施設に搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じた後、医療機関へ搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、救急隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の情報を随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急隊到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

現地対策本部長は、放射性物質により汚染した負傷者等を医療機関に搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随伴させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

6. 消火活動

現地対策本部長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要等の情報を随時、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防隊と協力して迅速に消火活動を行う。

7. 汚染拡大の防止

現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ構内放送等を行い、センター入構者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 線量評価

現地対策本部長は、必要に応じてセンター避難者及び原子力防災要員等の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

9. 広報活動

現地対策本部長は、原子力防災体制を発令したときは、上齋原オフサイトセンターで行われるプレス発表に協力する。なお、必要があれば別の場所で行うこととする。

現地対策本部長は、地方公共団体が住民広報を行う場合、施設の状況等の必要な情報を提供するように協力する。

10. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

現地対策本部長は、中央操作室等の計器等での監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、センター諸施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

11. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討し、実施する。

- (1) 主要運転データにより核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の運転状態を把握し、施設の健全性を把握する。
- (2) 事故に対する安全機能等の健全性を把握し、事故の拡大の可能性の予測を行うとともに、放射能及びフッ化水素が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 事故により誘発されるその他の事故、放射性物質及びフッ化水素の漏えいや汚染の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能及びフッ化水素の予測を行う。
- (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (6) その他の施設については、当該施設の保安維持を行う。
- (7) 環境への放射性物質及びフッ化水素の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

12. 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対

策本部長は、センターにおいて十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

第3節 事業所外運搬における応急措置

現地対策本部長は、事業所外運搬において特定事象等が発生したときは、直ちに原子力防災体制を発令するとともに、発災現場へ必要な要員を派遣し、最寄りの消防機関、警察機関等と協力して、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。

- (1) 負傷者等の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者及び付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施（放射線量率、放射性物質濃度、フッ化水素濃度等）
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

第4節 原子力緊急事態宣言発出後の対応

1. 原子力災害対策本部等への報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会等との連絡を密にするため、事象の進展に応じて適切な間隔で継続して情報を取りまとめ、その結果を様式8-1又は様式8-2に定める報告様式に記入し、別図4に定められた経路により報告及び情報伝達を行う。

2. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、この計画第3章第2節「センター内における応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

3. 通話制限

現地対策本部長及び機構対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、

センターにおける原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣等

現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表11に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等へ参画するとともに、下記のような業務等を行う。また、その業務内容及び派遣先で得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長に報告する。

現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等をセンター内関係者に周知し、必要な措置を講じるとともに、機構内の他の研究開発拠点又は他の原子力事業者等の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。これを受けて機構対策本部長は他の研究開発拠点又は他の原子力事業者等に要請する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急措置の報告
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主体とした原子力災害医療への協力

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要及び原子力災害対策事後対策の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に報告する。（事業所外運搬に係る事象発生の場合にあっては、運搬物を所掌する内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び関係機関に報告する。）

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 施設の除染の実施
- (3) 施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 施設からの放射線の遮へい
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 復旧状況の報告

原子力防災管理者は、復旧状況をまとめた報告書を原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出する。

3. 被災者の相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 原子力防災体制の解除

原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(4)「原子力防災体制の解除」に基づき原子力防災体制を解除した場合は、その旨を別図4に定める連絡経路により報告する。

第3節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節5.「原

子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、センター以外の原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、機構対策本部長、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関からの要請に応じて、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節5.「原子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、原子力防災資機材等の輸送は、センターの車両を用いる。

別表 1 (1) 警戒事態に該当する事象

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明
その他の脅威		<p>①所在市町村震度で6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>②オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>③その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉等の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部設置の必要と判断した場合。</p>	<p>・「所在市町村震度で6弱以上の地震が観測されたとき」とは、岡山県鏡野町又は鳥取県三朝町で震度6弱以上の地震が観測されたときをいう。</p> <p>・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。</p> <p>①ウラン濃縮原型プラント</p> <p>②濃縮工学施設</p> <p>③廃棄物焼却施設</p> <p>④製錬転換施設</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>EAL事象①から③については、原子力事業者から国への連絡は不要とする。</p>

別表 1 (2) 施設敷地緊急事態に該当する事象

EAL 区分	EAL 番号	法、政令 等	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号 規則 第4条	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロベクレル/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1)排気モニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロベクレル/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）</p> <p>(2)当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全て。について5マイクロベクレル/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロベクレル/時以上が検出されているときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設周辺において通報等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロベクレル/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロベクレル/時以上が検出されているときで、上記1.（1）又は（2）に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.（1）の「5マイクロベクレル/時」は、「1マイクロベクレル/時」に読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とはモニタリングステーション、モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2をいう。 ・「放射線測定設備により、5マイクロベクレル/時（1マイクロベクレル/時）以上を検出」とは、単位時間（2分以内のものとして「1分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得られた数値が5マイクロベクレル/時（1マイクロベクレル/時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気モニタの警報が動作していない場合又は有意な上昇が認められない場合をいう。 ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分間以上継続又は2基以上について、5マイクロベクレル/時を検出した場合は、GE01にも該当する。この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、様式7-1に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロベクレル/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 空気中の放射性物質の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設の排気筒」とは、以下の施設の排気筒をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、センターの「敷地境界」をいう。 ・「放射能の水準が5マイクロベクレル/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排気筒で測定される計数率で判断する。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02が同時に検出されたものとして、様式7-1に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所から、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロベクレル/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が放出されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所」とは、以下の場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント 管理廃水排水槽 ②濃縮工学施設 廃水処理棟 処理水ピット ③廃棄物焼却施設 管理廃水ピット ④製錬転換施設 廃液処理設備 排水ピット ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、センターの「敷地境界」をいう。 ・「放射能の水準が5マイクロベクレル/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質」とは、排水口その他これに類する場所における廃水中の放射性物質質量で判断する。 ・上記の放射性物質を含む排水が排水口その他これに類する場所から施設外の河川等に放出された場合にSE03と判断するものとする。 ・なお、SE03に該当する液体放射性物質が排水口その他これに類する場所から施設外の河川等に放出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03が同時に検出されたものとして、様式7-1に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。

放射線量・放射性物質放出	SE04	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>規則第6条第2項第3項第4項</p>	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシベルト/時以上の放射線量（10分間以上継続して検出する。）</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合において、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項に関わらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係るSE02で定める排気筒及びSE03で定める放出口をいう。 ・「50マイクロシベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシベルト/時以上である場合をいう。 <p>検出の方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータによる実測の他、近辺の放射線測定設備によるトレンドデータから判断することも可とする。
	SE05	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>規則第6条第2項第3項第4項</p>	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合において、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項に関わらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び排水口その他これに類する場所をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシベルト/時の放射線量に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合においては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合においては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。
	SE06	<p>政令第4条第4項第5号</p>	<p><施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内（原子炉の本体の内部を除く。）において、臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物処理施設 ④製錬転換施設 ・「臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、シリンダの取扱い作業をしており、かつ、取り扱いをしている施設近傍の放射線測定設備においてSE01に相当するガンマ線が検出された状態をいう。
	その他の脅威	SE55	<p>政令第4条第4項第5号</p> <p>規則第7条第1項第1号ヌ</p>	<p><その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

事業所外運搬	XSE61	政令第4条第4項第4号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇></p> <p>火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線測定用サーベイメータ。
	XSE62	命令第3条	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条で定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○事業所外運搬容器においてL型及びI P - I型は適用除外とする。</p> <p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面汚染密度サーベイメータ。

別表 1 (3) 全面緊急事態に該当する事象

EAL区分	EAL番号	法、政令等	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロベクト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2点以上において又は1地点において10分間以上検出された場合に限る。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1)排気モニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロベクト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）</p> <p>(2)当該数値が落雷のときに検出された場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とはモニタリングステーション、モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2をいう。 ・「5マイクロベクト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロベクト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気モニタの警報が動作していない場合又は有意な上昇が認められない場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロベクト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 空気中の放射性物質の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所から、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロベクト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が放出されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント 管理廃水排水槽 ②濃縮工学施設 廃水処理棟 処理水ピット ③廃棄物焼却施設 管理廃水ピット ④製錬転換施設 廃液処理設備 排水ピット ・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。
	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 5ミリベクト/時以上の放射線量（10分間以上継続して検出する。）</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係るSE02で定める排気筒及びSE03で定める排水口その他これに類する場所をいう。 ・「5ミリベクト/時線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリベクト/時以上である場合をいう。 <p>検出の方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータによる実測の他、近辺の放射線測定設備によるトレンドデータから判断することも可とする。
	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロベクト/時の放射線量に相当するものとして規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係るSE02で定める排気筒及びSE03で定め

		<p>第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況に鑑み上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>る排水口その他これに類する場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき。 ② 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。
	GE06	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p><施設内（原子炉外）臨界事故> 原子炉以外において、核燃料物質が臨界状態にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、SE06の状態、かつ、シリンダ取扱施設の近傍で中性子線測定用サーベイメータによって中性子線が測定された場合をいう。
その他の脅威	GE55	<p>政令第6条第4項第4号</p> <p>規則第14条第1項ヌ</p> <p><その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「その他原子力施設以外に起因する事象」とは、自然現象の影響や人的行為によって、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	<p>政令第6条第3項第3号</p> <p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線測定用サーベイメータ。 ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-I型は適用除外とする。
	XGE62	<p>命令第4条</p> <p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 事業所外運搬にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象により命令第4条で定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ・表面汚染密度サーベイメータ。 ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-I型は適用除外とする。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法第156号）

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）

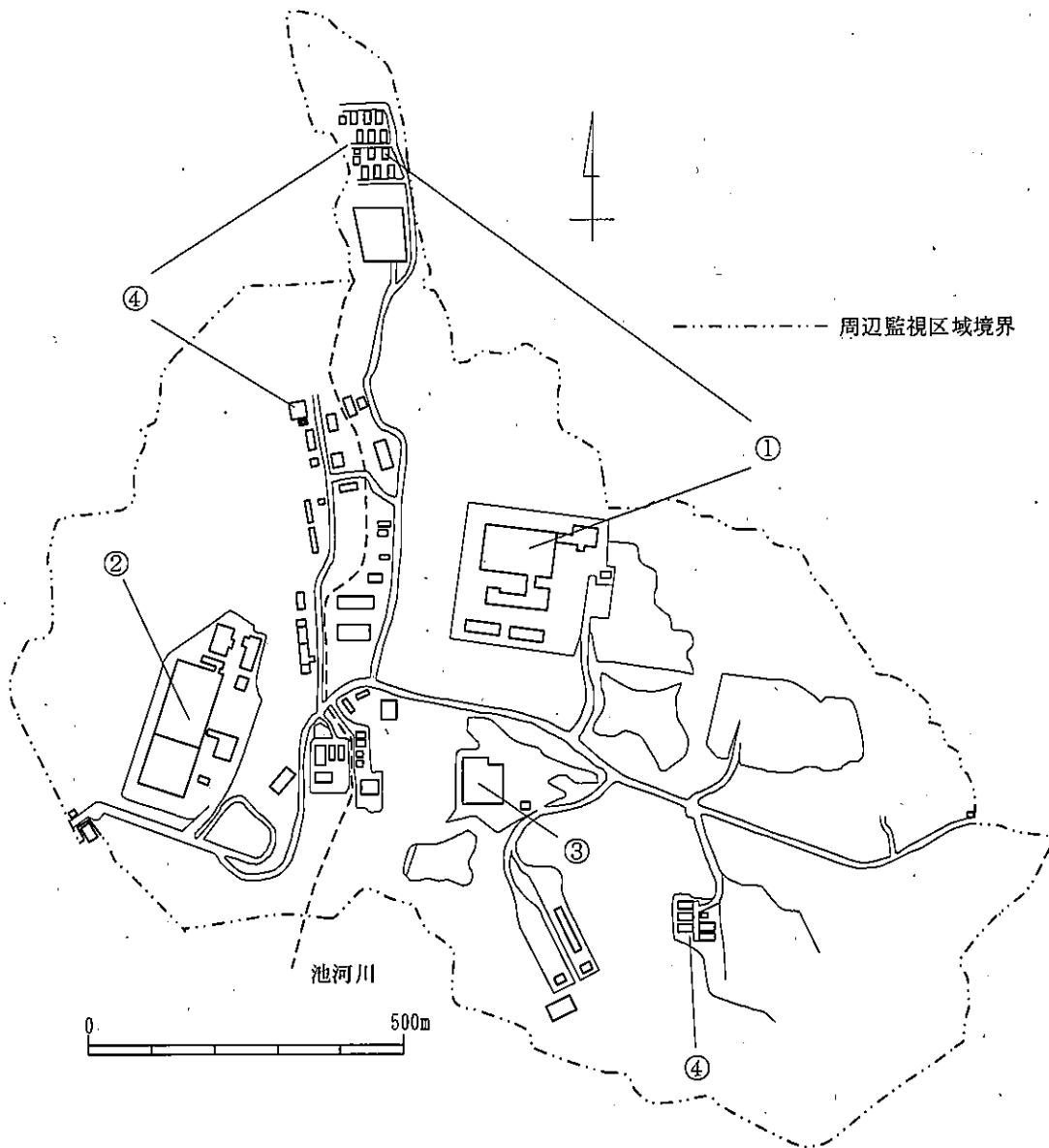
規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表2 原災法対象施設

当該防災業務計画において、センターにおける原災法の対象となる施設は、次のとおり。

核物質防護上の観点からマスキング



別表3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	班	要員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	現地対策本部	情報班 通報連絡班	情報班長 通報連絡班長 他2名
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策についての相互の協力	オフサイトセンター 現地対策本部	—	副原子力防災管理者 1名 他3名
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	オフサイトセンター 現地対策本部	広報班	広報班長 広報班長代理 他2名
センター内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	オフサイトセンター 現地対策本部 センター内	安全管理班	安全管理班長 安全管理班長代理 他2名
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現地対策本部 センター内	現場対応班	現場対応班長 現場対応班（担当課長） 他2名
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現地対策本部 センター内	現場対応班	現場対応班長 現場対応班（担当課長） 他2名
放射性物質による汚染の除去	現地対策本部 センター内	現場対応班	現場対応班長 現場対応班（担当課長） 他5名
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	現地対策本部 センター内	総務班	総務班長 総務班長代理 他1名
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	現地対策本部 センター内	総務班	総務班長 総務班長代理 他2名
センター内の警備及びセンター内における従業員等の避難誘導	現地対策本部 センター内	警備・消防対応班	警備・消防対応班長 警備・消防対応班長代理 他2名

別表4 原子力防災管理者の代行順位

代行順位* ¹	副原子力防災管理者
1	副所長（第一代理）* ²
2	副所長（第二代理）* ²
3	廃止措置・技術開発部長
4	廃止措置・技術開発部 次長
5	センター付 技術主席又は研究主席* ²
6	廃止措置・技術開発部 技術主席又は研究主席* ²
7	廃止措置・技術開発部 鉱山施設課長

* 1 原子力防災管理者が不在の時の代行順位を示す。

* 2 センターが別に定める所長の代理者の順位をいう。

別表5 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	アノラックスーツ又はタイベックスーツ	40組	1回/年	外観、員数	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設 ・車庫
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	空気呼吸器	9個		外観、員数 機能	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設
	フィルター付防護マスク	全面マスク又は半面マスク	40個		外観、員数	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設 ・総合管理棟
非常用通信機器	緊急時電話回線	緊急時電話回線	2回線	1回/月	外観、員数 機能	・総合管理棟
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	2台		外観、員数 機能	・総合管理棟
	携帯電話等	携帯電話	7台		外観、員数 機能	・総合管理棟
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気モニタ	12台	1回/年	外観、員数 機能	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設 ・廃棄物焼却施設
	ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線サーベイメータ	6台		外観、員数 機能	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ	2台		外観、員数 機能	・総合管理棟
	空間放射線積算線量計	積算線量計	40個		外観、員数 機能	・総合管理棟

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	6台		外観、員数 機能	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・車庫		
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台		外観、員数 機能	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・総合管理棟		
		測定器	1台		外観、員数 機能	・総合管理棟		
	放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台※		外観、員数 機能	・総合管理棟		
		測定器	1台		外観、員数 機能	・総合管理棟		
	個人用外部被ばく線量測定器	積算線量計	40台		外観、員数 機能	・総合管理棟		
	その他	エリアモニタリング設備	1台		—	—		
		モニタリングカー	1台		外観、員数 機能	・車庫		
	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤		400錠	1回/年	外観、員数	・総合管理棟
		担架	担架		4台		外観、員数	・ウラン濃縮原型プラント ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設
除染用具		身体除染キット	1式	外観、員数	・製錬転換施設			
被ばく者の輸送のために使用可能な車両		救急車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	外観、員数 機能	・車庫		
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		消防車	1式		外観、員数 機能	・車庫		

※ 可搬式ダスト測定関連機器のサンプラと共用

別表6 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	O F C	ERC (事業者 ブース)	現地 対策 本部	支援 拠点 ※2	機構 対策 本部
1 組織及び体制に関する資料	(1)原子力事業者防災業務計画 ※1	○	○	○	○	○
	(2)核燃料物質加工施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○
	(3)核燃料物質使用施設保安規定 ※1	○	○	○	○	○
	(4)事故対策規程			○	○	
	(5)事故対策規則			○	○	
	(6)防火管理規則			○	○	
2 放射能影響推定に関する資料	(1)核燃料物質加工事業許可申請書 (完本) ※1	○	○	○	○	○
	(2)核燃料物質の使用の許可申請書 (完本) ※1	○	○	○	○	○
	(3)人形峠周辺環境の監視測定結果	○	○	○	○	○
	(4)施設の配置図 ※1	○	○	○	○	○
	(5)災害対策資料 (施設情報 ERC 保管資料)		○	○	○	○

※1 原災法第12条第4項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

※2 原子力事業所災害支援拠点

別表7 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

所在地	センター構内 総合管理棟 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物
床面積	約125㎡
非常用電源	センター非常用ディーゼル発電機（燃料：A重油） 可搬式発電機（燃料：軽油・ガソリン）
燃料	A重油（センター構内保有量約140m ³ ） 軽油（センター構内保有量約5500ℓ） ガソリン（センター構内保有量約3000ℓ） （補給は機構対策本部の支援により他拠点から調達）

2. 代替緊急時対策所

所在地	センター構内 ウラン濃縮原型プラント 技術管理棟 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物
床面積	約102㎡
非常用電源	センター非常用タービン発電機 可搬式発電機（燃料：軽油・ガソリン）
燃料	A重油（センター構内保有量約140m ³ ） 軽油（センター構内保有量約5500ℓ） ガソリン（センター構内保有量約3000ℓ） （補給は機構対策本部の支援により他拠点から調達）

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

いつき寮

所在地	岡山県苫田郡鏡野町上齋原552番地
センターからの 方位、距離	南南西約4km
敷地面積	約11,245㎡
非常用電源	可搬式発電機
通信機器	可搬型衛星電話*、携帯電話* 一般電話・FAX
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店から調達

* 設営時に車両等で搬送する。

別表8 原子力事業者災害対策拠点に備える資機材

名 称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
非常用発電機	1台	1回/年	外観、員数 機能	いつき寮
可搬型衛星電話	1台	1回/月	外観、員数 機能	総合管理棟
一般電話回線	1回線		外観、員数 機能	いつき寮
ファクシミリ	1台		外観、員数 機能	いつき寮

別表9 原子力防災教育の内容

防災教育の種類	教育項目	対象者	頻度
原子力防災体制及び組織に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・特定事象、原子力緊急事態の基準 	原子力防災要員等のうち指名された者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに指名された時 ・法、計画等に変更が生じた時
センターが所掌する施設に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関する基本的事項 ・施設及び設備に係る事項 ・放射線測定設備に係る事項 	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに指名された時 ・その後は1回/3年
放射線防護に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護のための措置 	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに指名された時 ・その後は1回/3年
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器の用途とその目的 ・測定機器の取扱と測定方法 	現場対応班員、安全管理班のうち指名された者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに指名された時 ・機器・設備に変更が生じた時

別表10 原子力防災訓練

訓練項目	訓練内容	対象者	頻度	
総合防災訓練 *1	特定事象等を想定し、原子力防災体制を発令して現地対策本部構成員を招集し、活動を行う。	原子力防災要員等	1回/年	
個別訓練 *2	要員招集訓練	事象発生により現地対策本部構成員を招集し、本部設置を行う。	原子力防災要員等	1回/年
	通報連絡訓練	事象発生から収束までの情報を収集し、関係各所に通報、連絡を行う。	原子力防災要員等	1回/年
	緊急時環境モニタリング訓練	モニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定を行う。	安全管理班員	1回/年

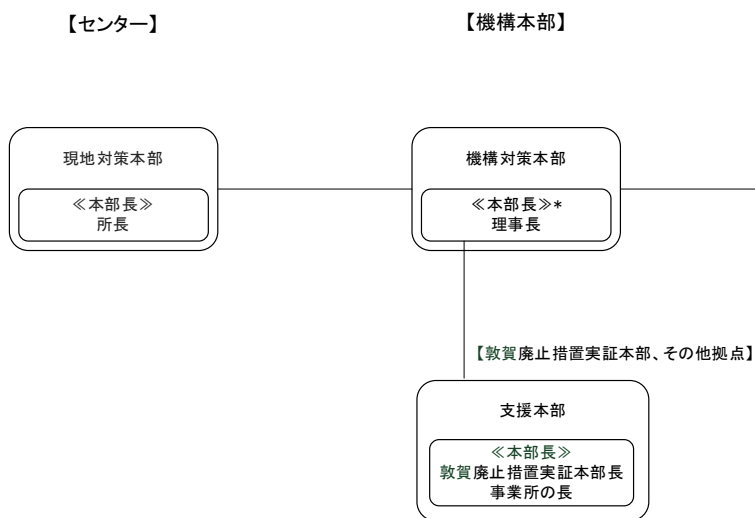
* 1 原子炉等規制法に基づくセンターの保安規定に定める総合訓練と兼ねることができる。

* 2 総合防災訓練の中に入れて実施する。含めない場合は別途個別訓練を実施することとする。

別表 11 応急措置及び原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、
原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員	貸与する 主な資機材等	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁緊急時 対応センター（E R C）	2名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
2. 上齋原オフサイトセ ンター（プラント班、広 報班等）	5名	・携帯電話	2台	・上齋原オフサイトセンタ ーに関する業務 ・報道機関への情報提供 ・周辺住民に対する広報
3. 上齋原オフサイトセ ンター（環境モニタリ ング、汚染検査、汚染除 去等）	3名	・ガンマ線サーベイメ ータ	1台	・環境放射線モニタリング ・スクリーニングの実施 ・住民等からの依頼による 物品又は家屋等の放射性 物質による汚染の測定 ・放射性物質による汚染が 確認されたものの除去
		・表面汚染密度測定用 サーベイメータ	1台	
		・身体除染キット	1式	
4. 緊急時モニタリング センター	3名	・携帯電話	1台	・緊急時モニタリング 企画調整 情報収集管理 測定分析
5. 関係地方公共団体災 害対策本部 （岡山県、鳥取県、 鏡野町、三朝町）	4名 （各1名）	・携帯電話 ・設備関係資料	4台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は、別に定める「輸送事故対策規則」 による。			
7. 他の原子力事業所で 発生した原子力災害へ の協力※	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

※ 関係都道府県等から原子力防災資機材の貸与要請があった場合、センターに保管している原子力防
災資機材を支障のない範囲で貸与する。



*警戒事態発生時は、安核本部安全管理部長が機構対策本部長となる。なお、警戒事態発生時は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要な班及び要員をその都度指名する。

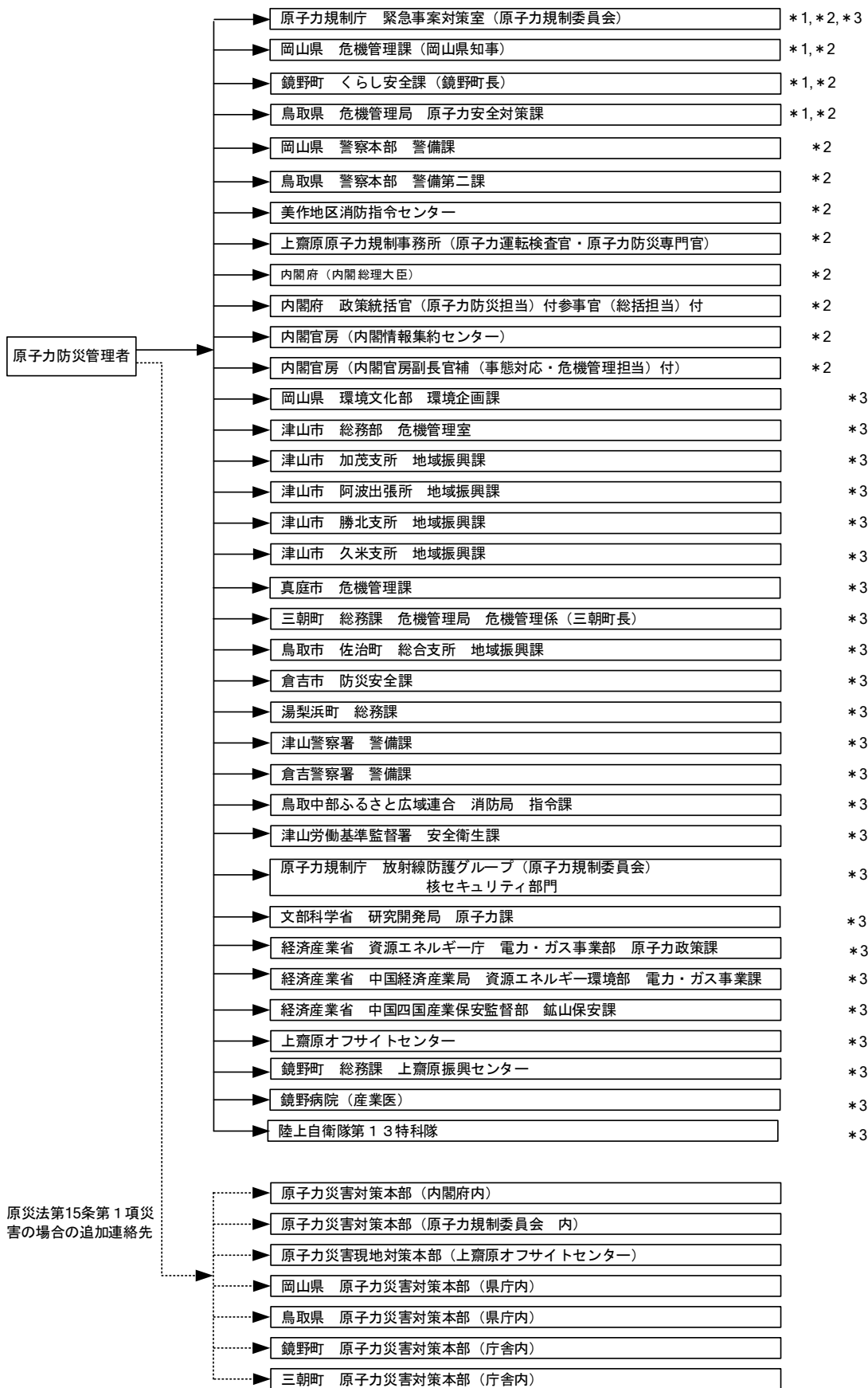
構成	主な任務
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐 ・支援方針に係る進言
本部付	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐 ・支援方針に係る進言
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約及び連絡 ・時系列整理
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応支援 ・外部への情報提供 ・Q&A対応
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の機構対策本部内周知 ・支援要員派遣及び支援資機材運搬に係る対応
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・支援要員の調整 ・支援資機材等の確保及び管理 ・原子力災害医療支援 ・休憩所等の確保
東京支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・東京地区政府関係機関への説明、情報提供 ・東京事務所内への情報の周知 ・災害情報の報道支援
原子力損害賠償対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害が発生した場合における賠償に係る対応

別図1 機構原子力防災組織及び機構対策本部の組織・職務

作業班名	主な職務	班員
情報専任者 (情報班)	<ul style="list-style-type: none"> 作業班の作業内容の集約 現地対策本部内への情報周知 機構対策本部等との情報交換等 	3名以上
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線量等の状況確認 施設から外部放出された放射エネルギー等の推定 周辺監視区域外の一般公衆被ばく量の推定等 現場応急対策、復旧時の放射線管理 	5名以上
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への発表及び取材対応 問い合わせ窓口の開設及び対応 地元住民や関係団体への説明と情報提供 	5名以上
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 集約した情報の通報連絡様式の作成 機構対策本部及び関係機関への通報連絡 関係機関への状況説明 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、及び地方公共団体の設置する災害対策本部への連絡及び情報交換 	5名以上
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 見学者や訪問者等の避難誘導と説明 事故又は災害情報の事業所内周知 緊急医療に係る措置 救急車の手配 	6名以上
警備・消防 対応班	<ul style="list-style-type: none"> センター内への出入り制限、警備強化 消防班との消火活動での連携 	4名以上
消防班	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動等 消防署の消防活動への協力 	7名以上
現場対応班	<ul style="list-style-type: none"> 現場状況の確認 事故又は災害拡大防止及び二次的被害の防止 事故又は災害の拡大性の分析 事故又は災害処理と現場復旧 事故又は災害原因の調査等 	20名以上

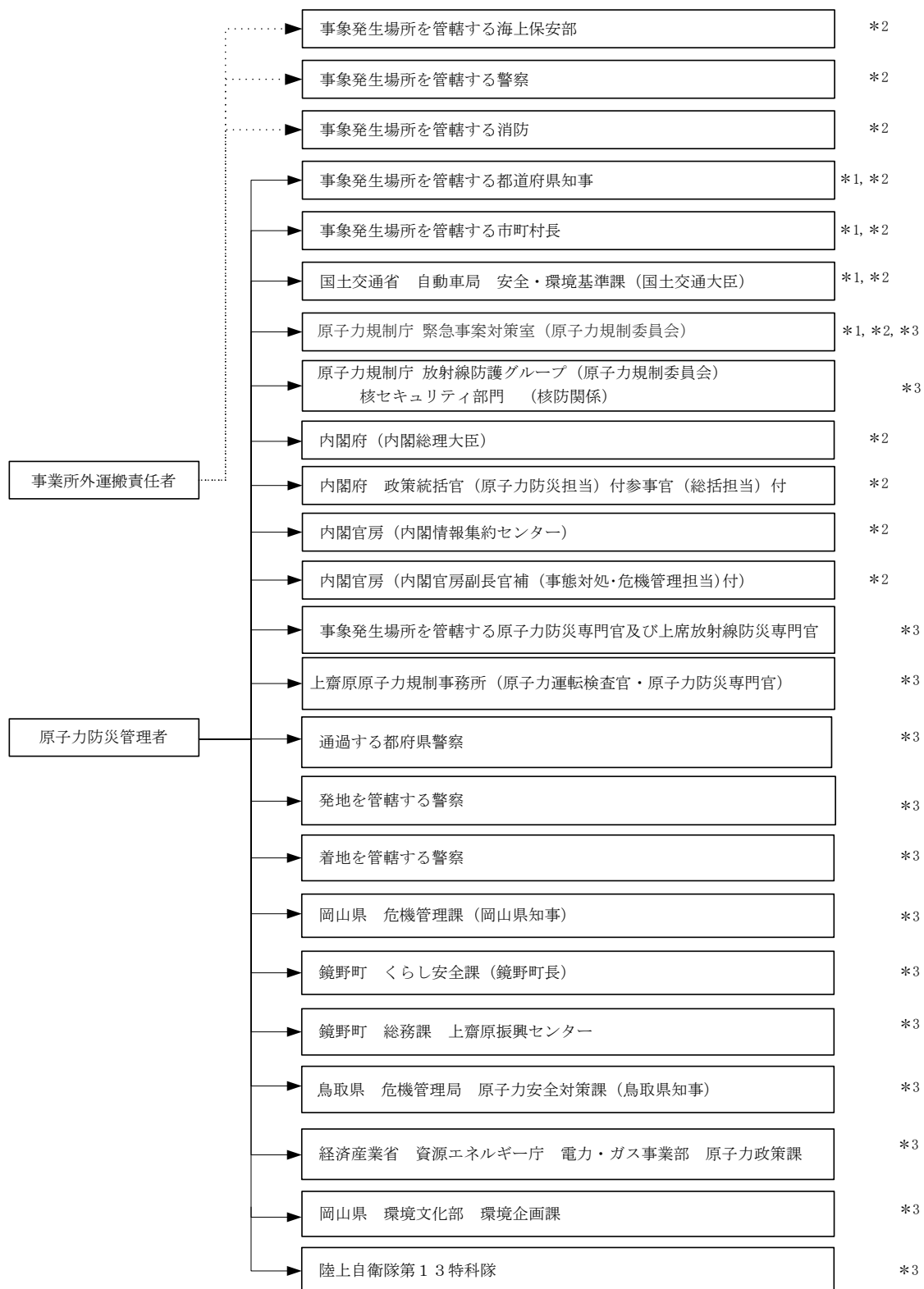
本部長代理 (1名以上) (副原子力防災管理者)
現地対策本部長 (原子力防災管理者)
本部長スタッフ (1名以上) ①本部長の補佐 ②支援対応への進言

別図2 現地対策本部



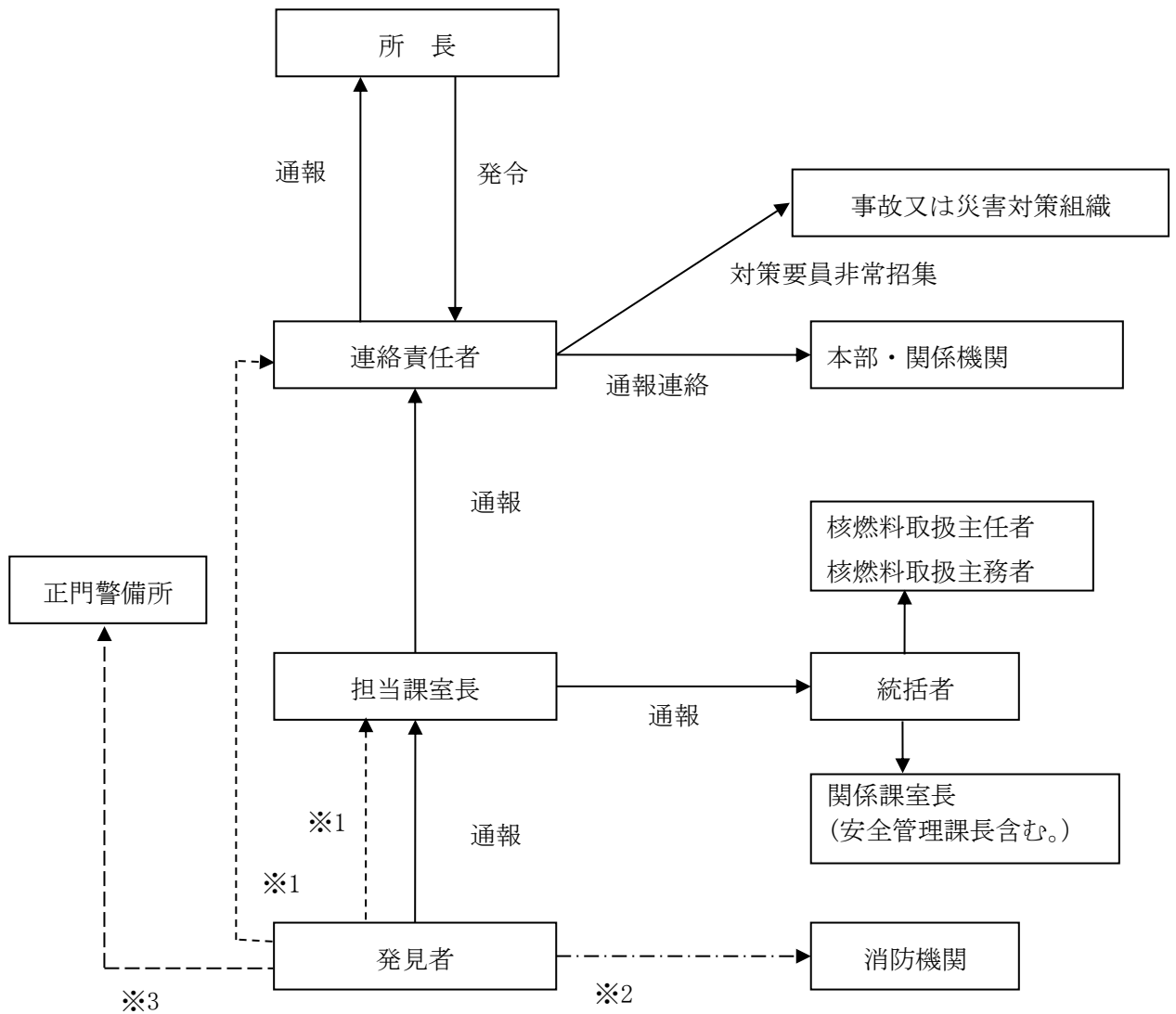
注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請

別図3 関係機関への通報連絡経路



注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請

別図4 関係機関への通報連絡経路 (事業所外運搬時)



※1 火災発生時や重大な人身事故発生時には、発見者から連絡責任者に直接緊急連絡を行うとともに、通常の通報を行う。

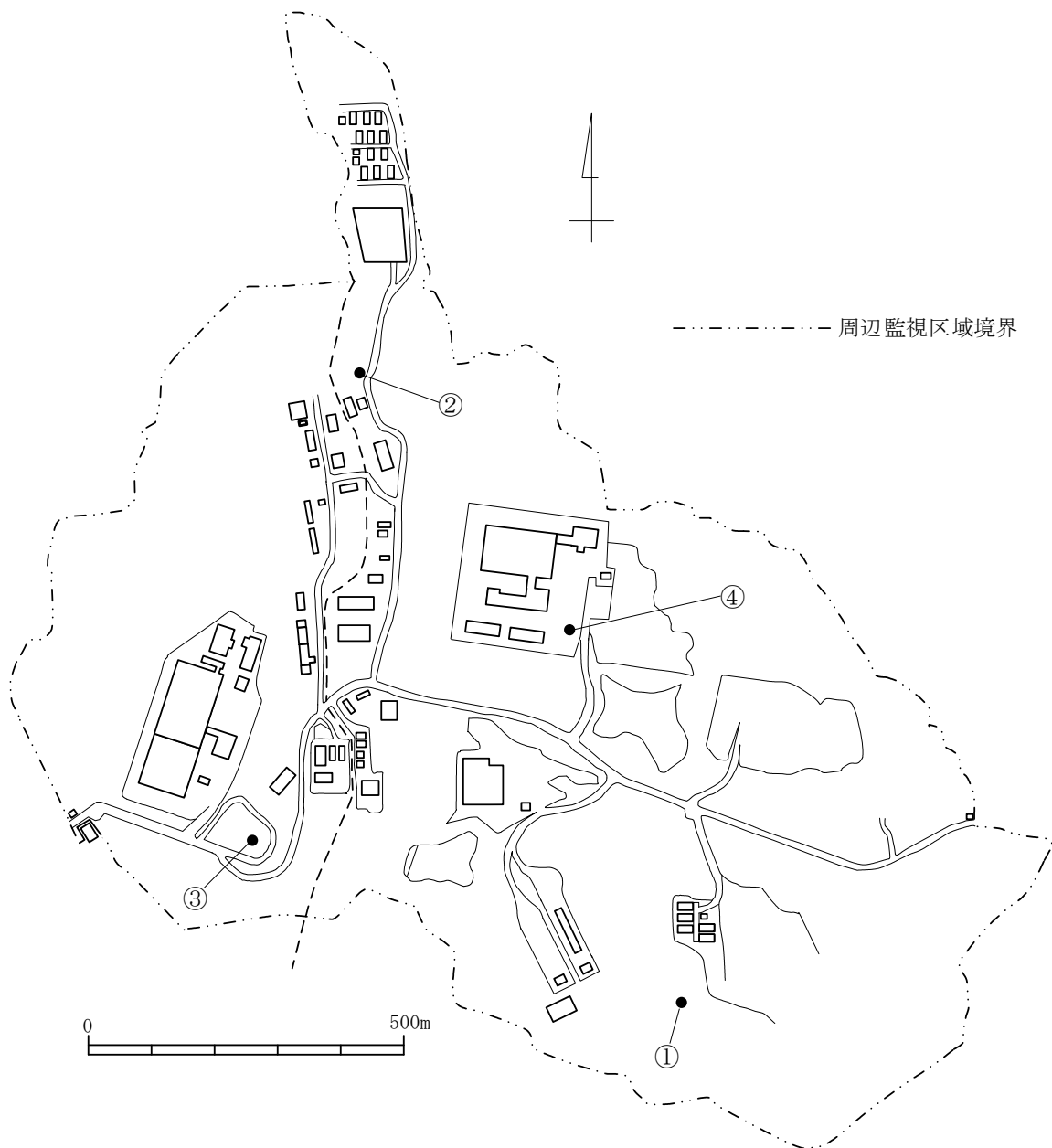
- ・勤務時間内は 内線# 1 1 5
- ・勤務時間外は 連絡責任者（正）の携帯電話

※2 火災発生時には、発見者から消防機関に通報（外線 1 1 9）を行うとともに、※1の通報を行う。

※3 勤務時間外での火災発生時には、発見者から消防機関に通報（外線 1 1 9）※2を行うとともに、正門警備所に通報（内線# 1 1 5）したうえで、※1の通報を行う。

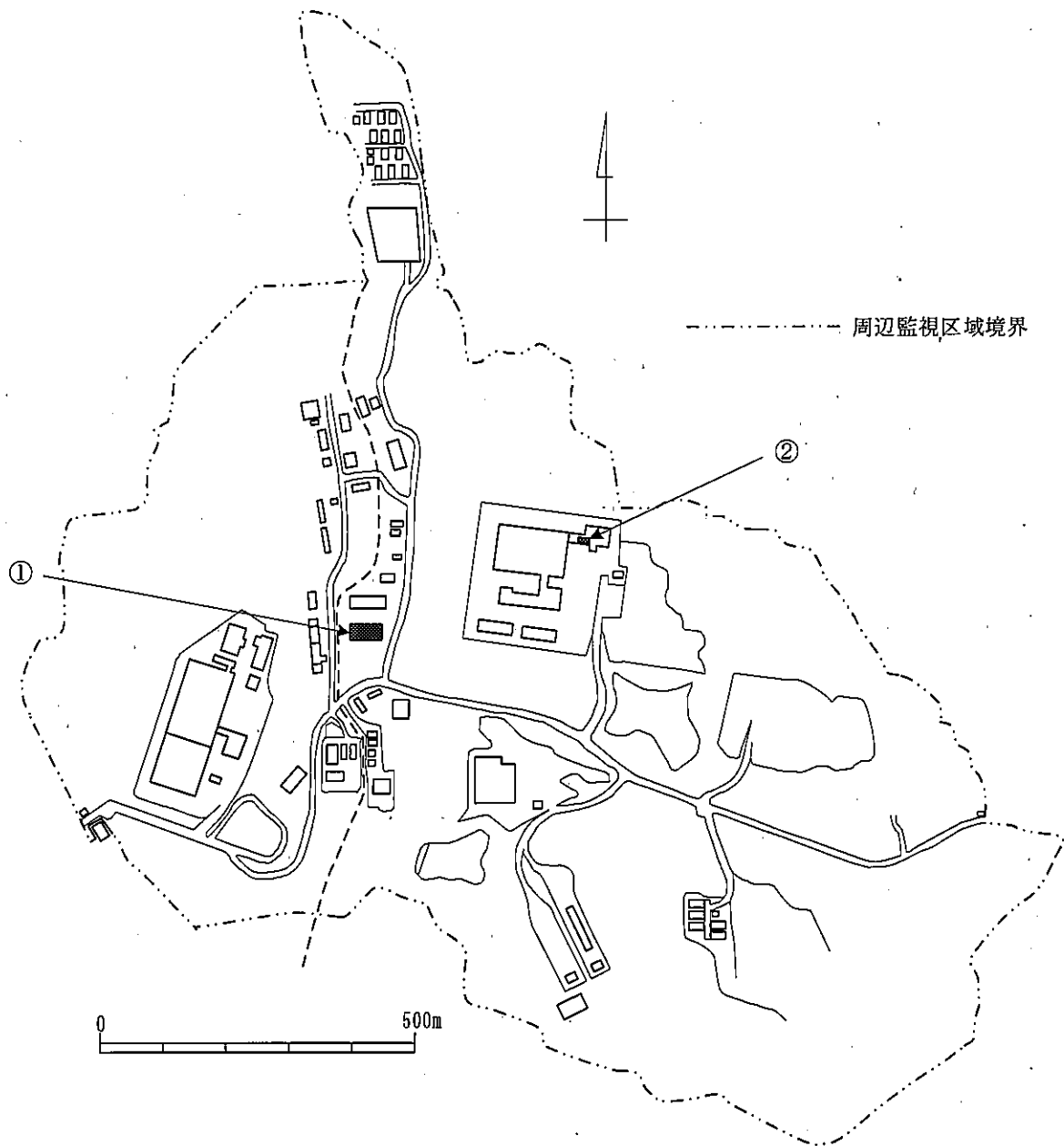
本体制は、事故又は災害対策組織設置時までとし、設置後は、現地対策本部長の指示により活動する。

別図5 センター内通報連絡体制



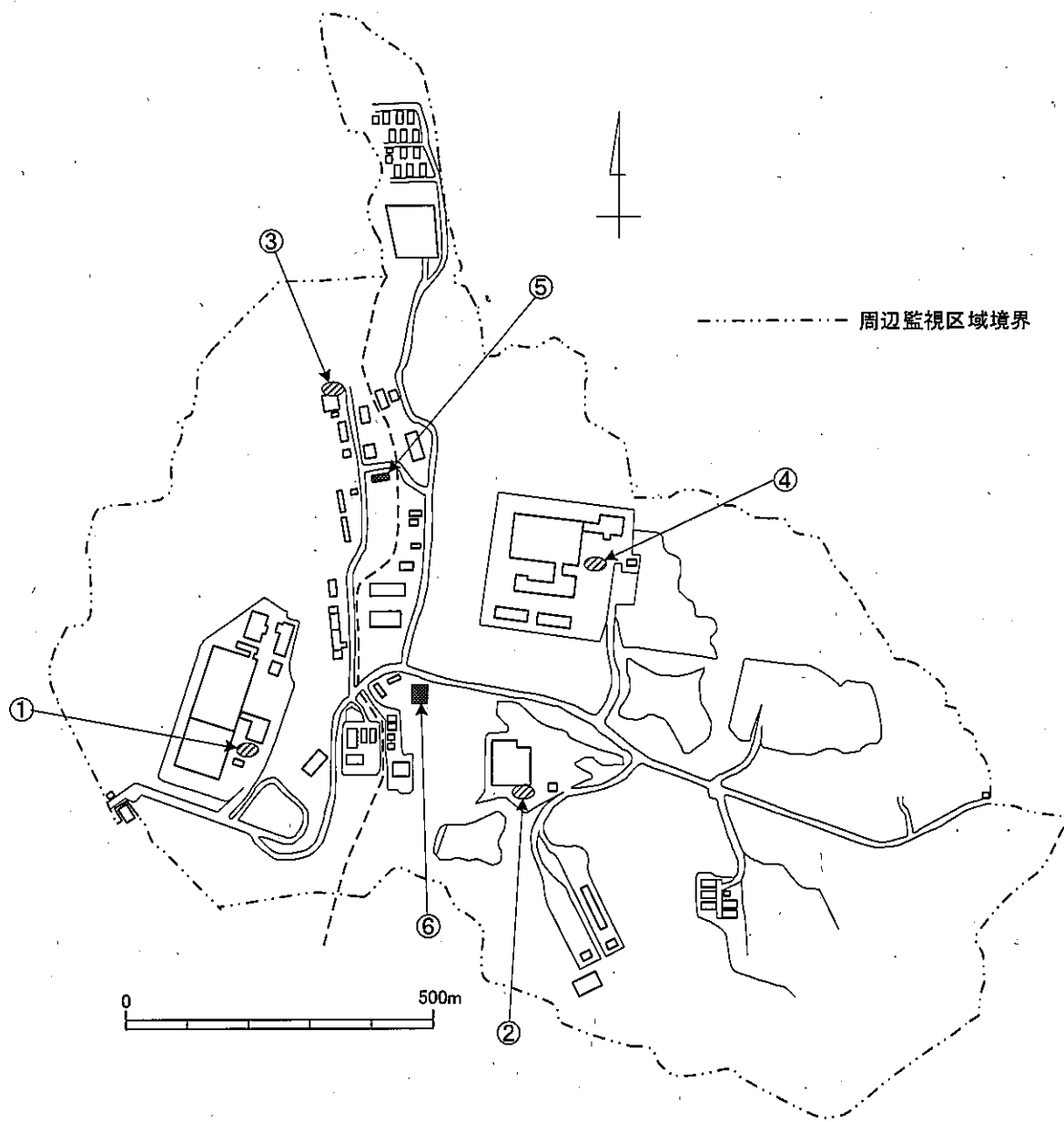
番号	設備名	測定対象	仕様	点検頻度	点検項目
①	モニタリングステーション	空間線量率	NaI BG~50 μ Gy/h 0.03~100mGy/h	1回/年	外観、機能
②	モニタリングポスト No. 1	空間線量率	NaI BG~50 μ Gy/h 0.03~100mGy/h	1回/年	外観、機能
③	モニタリングポスト No. 2	空間線量率	NaI BG~50 μ Gy/h 0.03~100mGy/h	1回/年	外観、機能
④	気象観測設備	風向風速(地上10m)	0~90m/s	1回/年	外観、機能
	気象観測設備	微風向微風速(地上17m)	0~20m/s	1回/年	外観、機能

別図6 センター敷地内の放射線測定設備及び気象観測設備



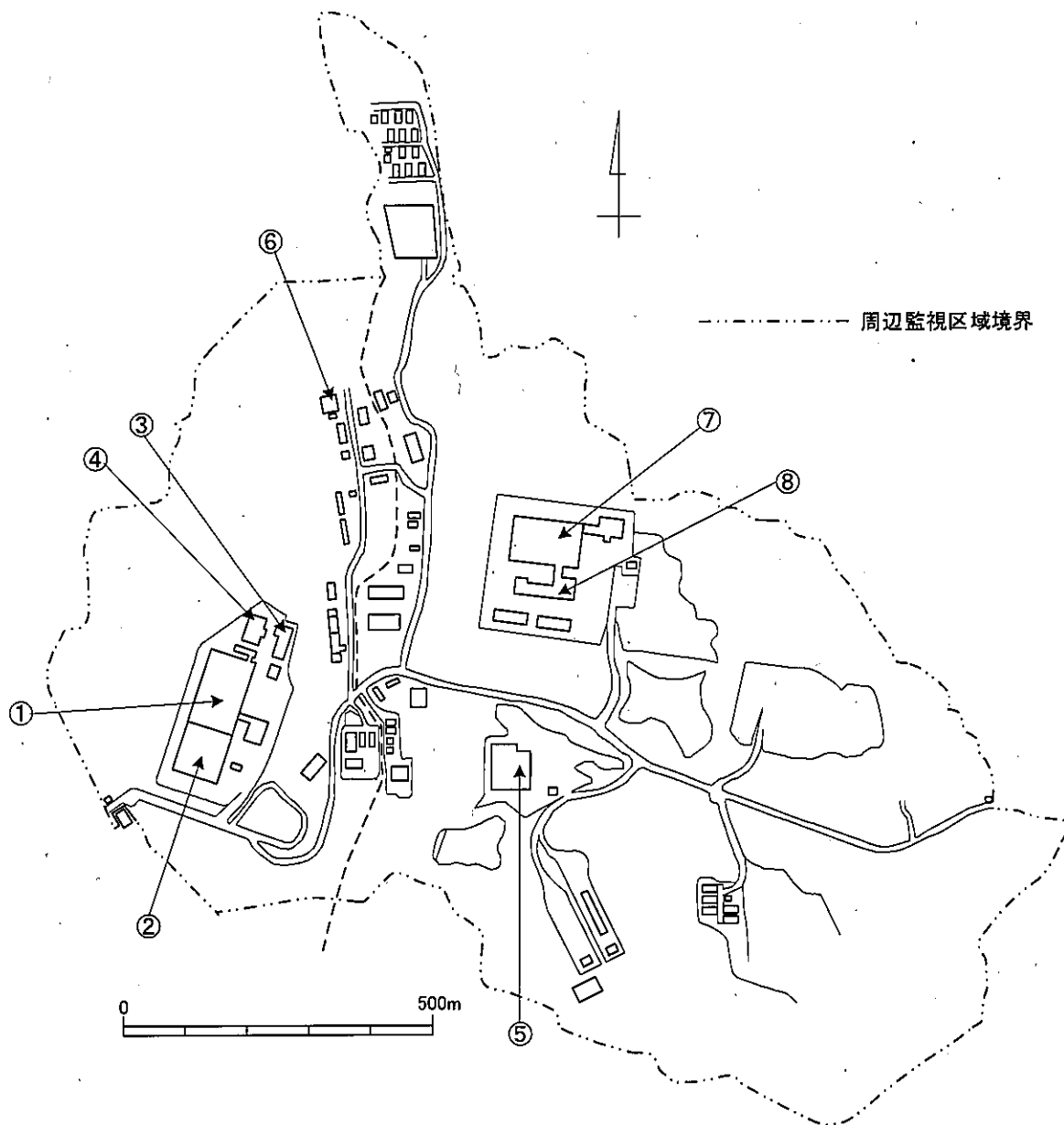
核物質防護上の観点からマスキング

別図7 センター敷地内の緊急時対策所設置場所



核物質防護上の観点からマスキング

別図8 センター敷地内の屋外集合場所・屋内退避場所



核物質防護上の観点からマスキング

別図9 センター内の応急処置施設

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 <u>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</u>	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 2 協議が調っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所 _____		
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

原子力防災要員現況届出書

原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日
届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における 情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

放射線測定設備現況届出書

内閣総理大臣 原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿	年 月 日	
届出者 <u>住所</u> 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿		年 月 日	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気モニタ (加工施設)	台
	その他の固定式測定器	排気モニタ (使用施設)	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">警戒事態該当事象連絡</div>		連絡者名 _____ 連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所 (施設名)		
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況、 主な施設・設備の状態等	
その他警戒事態該当事象の把握に 参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 </div>		連絡者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所 (注1)		
警戒事態該当事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)	
警戒事態該当事象の種類 (注1)		
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)	
その他の事項の対応 (注3)		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日		
<input checked="" type="checkbox"/> 第 10 条通報 <input type="checkbox"/> 第 10 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 15 条事象発生		通報者名 _____ 連絡先 _____		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。				
原子力事業所の名称及び場所				
特定事象の発生箇所（施設名）				
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24 時間表示)			
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> 原子力災害特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す) </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> 原子力災害特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	原子力災害特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	原子力災害特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生		
	想定される原因			
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等				
その他特定事象の把握に参考となる情報				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 第 10 条通報 <input type="checkbox"/> 第 10 条事象発生 <input type="checkbox"/> 第 15 条事象発生		通報者名 _____ 連絡先 _____
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

応急措置の概要報告

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日
第 25 条 報告		報告者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所 (注 1)		
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)	
特定事象の種類 (注 1)		
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)	
その他の事項の対応 (注 3)		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要報告（事業所外運搬）

（第 報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事、市町村長 殿 関係地方公共団体・関係機関 御中		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 25 条 報告</div>		報告者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所 （注 1）		
特定事象の発生時刻 （注 1）	（24 時間表示）	
特定事象の種類 （注 1）		
発生事象と対応の概要 （注 2）	（対応日時、対応の概要）	
その他の事項の対応 （注 3）		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

防災訓練実施結果報告書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u></p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力事業者防災業務計画の修正履歴

番号	年 月 日	修 正 理 由
制 定	平成 12 年 6 月 16 日	
1	平成 13 年 8 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁再編に伴う修正 ・人形峠環境技術センターの組織改正に伴う修正 ・その他所要の見直し
2	平成 14 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織変更に伴う修正 ・その他所要の見直し
3	平成 15 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・上齋原オフサイトセンターでの業務内容を追記 ・東京事務所他の支援体制の変更に伴う修正 ・緊急時体制発令の伝達経路の変更に伴う修正 ・異常事態連絡様式（様式7）の変更に伴う修正 ・その他所要の見直し
4	平成 16 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の明確化による修正 ・事故対策規程との整合性による修正 ・その他所要の見直し
5	平成 17 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・法人統合に伴う修正 ・市町村合併に伴う名称の変更 ・その他所要の見直し
6	平成 18 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・他の規程、規則との用語整合による修正 ・その他所要の見直し
7	平成 19 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の明確化・適正化等による修正 ・その他所要の見直し
8	平成 20 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・別冊の修正（記載内容の明確化・適正化）
9	平成 21 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の明確化及び表現の見直し等による修正
10	平成 22 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の明確化・適正化による修正
11	平成 23 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の明確化・適正化による修正
12	平成 25 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関係省令の改正に伴う修正 ・その他所要の見直し
13	平成 25 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正、原子力災害対策指針の改正に伴う修正 ・「警戒事態」に関する記述の追記 ・その他所要の見直し
14	平成 26 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴う修正 ・機構組織改正に伴う修正 ・その他所要の見直し
15	平成 27 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称の変更 ・機構本部移転に伴う住所変更 ・緊急時モニタリングセンター要員、機材の追加 ・その他所要の見直し
16	平成 29 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法対象施設の明確化に伴う記載内容の修正 ・原子力防災組織と要員の明確化に伴う記載内容の修正 ・機構本部組織の見直し ・その他所要の見直し

17	平成 30 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法関係省令の改正、原子力災害対策指針の改正に伴う修正 ・原子力規制庁内規「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」の改正に伴う修正 ・原子力規制庁組織変更及び岡山県警の通報受信箇所変更に伴う通報連絡先の修正 ・「情報収集事態」に関する記述の追記 ・フッ化水素漏えい時の対応に関する記載内容の修正 ・その他所要の見直し
18	平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・他拠点原子力事業者防災業務計画との整合 ・EALの見直しに伴う修正 ・原子力防災管理者代行順位及び記載方法の見直し ・通報様式記載方法の見直しに伴う修正 ・組織名称変更に伴う修正 ・その他所要の見直し
19	令和 2 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法関係規則の改正及び産業標準化法の施行に伴う通報様式の修正 ・原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、被災者の相談窓口の設置の表現の修正 ・機構内の規定の見直しに伴う機構対策本部機能班の新設 ・通報連絡先の組織名称変更に伴う修正 ・その他所要の見直し
20	令和 4 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構本部組織改正に伴う変更 ・センター組織の改組に伴う変更 ・現地対策本部の体制及び要員の見直し ・警戒事象通報の見直し ・全面緊急事態に該当する事象の判断条件の明確化 ・原子力防災管理者の代行順位の見直し ・測定機器の変更による見直し ・原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し ・所要の見直し